

第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務 公募型プロポーザル評価要領

1. 趣旨

本要領は、第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務を実施する事業者をプロポーザルで特定するにあたり、第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務プロポーザル実施要領に定めるもののほか、最優秀提案者、優秀提案者を選定するための評価基準を示すものである。

2. 評価方法

本要領に基づいて第一次審査（資格審査・書類審査）及び第二次審査（業務提案書審査及びプレゼンテーション・ヒアリング）の2段階で行い、第2期隠岐の島町総合保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の審議により最優秀提案者1名、優秀提案者1名を選定する。それぞれの審査は、次の各号のとおりとする。

（1）第一次審査【資格審査・書類審査】

- ア. 参加資格者から期限までに提出された書類について、資格審査及び書類審査を行う。
- イ. 第1次審査の結果は期限までに適正に提出した全ての事業者に、電子メールで通知する。また、第2次審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。
- ウ. 第1次審査の評価基準は、次のとおりとする。
 - ・参加資格及び適格要件を満たしているか。
 - ・必要書類・記載事項が整っているか。

（2）第二次審査【業務提案書審査及びプレゼンテーション・ヒアリング】

- ア. 第1次審査で選考された事業者による、審査委員会委員へのプレゼンテーションを行い、最高評価の1事業者を契約候補者とする。
- イ. 審査の通知
全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。
- ウ. 審査項目と配点
審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

評価項目		配点
提案者評価	業務実績	25 点
	業務実施体制	
提案内容評価	業務実施方針	50 点
	本町の現状を考慮した具体的提案	
	その他技術提案	
プレゼンテーション及びヒアリング		15 点
参考見積書		10 点
合 計		100 点

エ. 評価基準

各評価項目の評価基準については、次のとおりとする。

別表 1

評 価 基 準 1

評価項目	評 価 の 着 眼 点	評価及び評価点数				
		極めて 良好	良好	普通	やや不 十分	不十分
業務実績	受託業務の規模や内容を総合的に判断	15	12	9	6	3
業務実施体制	的確に業務を遂行できる体制や配置される従事者の実績・能力等の状況	10	8	6	4	2

別表 2

評 価 基 準 2

評価項目	評 価 の 着 眼 点	評価及び評価点数				
		極めて 良好	良好	普通	やや不 十分	不十分
業務提案書	業務実施方針	20	16	12	8	4
	本町の現状を考慮した具体的提案	15	12	9	6	3
	その他技術提案	15	12	9	6	3

別表 3

評 価 基 準 3

評価項目	評 価 の 着 眼 点	評価及び評価点数				
		極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
プレゼン等	分かりやすいプレゼンテーションとなっているか。 能力の高さはどうかがえるか。業務に対する熱意、わかり易さ、態度はどうか。 質問内容を正確に把握できているか。回答は過不足なく、わかり易いか。	15	12	9	6	3
参考見積	業務コストの妥当性	10	8	6	4	2

オ. 実施方法については、以下のとおりとする。

①（実施方法）

- ・プレゼンテーション 20 分以内
- ・質疑応答 10 分以内

②（留意事項）

- ・プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は 3 名以内（パソコン操作員含む）とする。
- ・プレゼン等は公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
- ・パワーポイント等の画像の投影については、その内容が業務提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。